

## 契約締結時における提出書類一覧

- ① 契約書及び印紙（一部に貼付） ※電子契約の場合、不要です  
印紙税額一覧表

請負金額（課税事業者は消費税を除く金額）		
	1万円未満	非課税
1万円以上	200万円以下	200円
200万円を超え	300万円以下	500円
300万円を超え	500万円以下	1,000円
500万円を超え	1,000万円以下	5,000円
1,000万円を超え	5,000万円以下	10,000円
5,000万円を超え	1億円以下	30,000円
1億円を超え	5億円以下	60,000円
5億円を超え	10億円以下	160,000円
10億円を超え	50億円以下	320,000円
50億円を超えるもの		480,000円

注1 課税事業者は、（請負金額－消費税）が印紙税の対象金額

注2 金額変更の伴わない工期・内容変更、または減額変更の場合の印紙税は200円

- ② 成績評定に関する意向確認書

当初請負額（税込み）が500万円を超え3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）による場合。

※徳島県ホームページ（営繕課）に掲載あり

- ③ 法定外労災保険

加入証明書等（保険証券）を提出してください。

例)

- ・建設労災補償共済制度 (財)建設業福祉共済団
- ・労災上積み補償制度 (社)全国建設業労災互助会
- ・労働災害保険制度 保険会社

- ④ 履行保証（電子保証書でも可）

・当初設計金額（税込み）が500万円以上の場合は、いずれかの金銭的保証（種類別紙参照）を付してください。

・保証金額は請負金額（税込み）の1/10以上

（低入札調査基準価格を下回る場合、予定価格が10億円以上の工事の場合は、3/10）

・契約保証金を金融機関で納付する場合は、領収書（原本）をご提出ください。

- ⑤ 建設業退職金共済制度掛金収納書届出書（電子ポイントでも可）

※徳島県ホームページ（営繕課）に掲載あり

《参考》 建設業退職金共済証紙購入率

請負金額	工事種別		
	土木 <small>（営繕課では使用しません）</small>	建築 <small>（住宅・非住宅の設備含む）</small>	設備 <small>（営繕課では使用しません）</small>
一千万円未満	3.9/1000	3.5/1000	2.5/1000
一千万円以上～五千万円未満	3.5/1000	3.0/1000	1.9/1000
五千万円以上～一億円未満	3.1/1000	2.5/1000	1.6/1000
一億円以上～五億円未満	2.3/1000	2.1/1000	1.2/1000
五億円以上	1.8/1000	1.8/1000	1.1/1000

※注 請負金額とは、請負契約金額（消費税相当額を含む）をいいます。

⑥ 免税事業者届出書（消費税） ※課税事業者届出書の提出は、不要です  
契約日を含む決算期間を記入してください。  
※徳島県ホームページ（営繕課）に掲載あり

⑦ 建設リサイクル法第12条及び13条関係様式 ※対象の場合のみ  
※徳島県ホームページ（営繕課）に掲載あり

※ 契約関係の書類については、以下からダウンロードをお願いします。  
トップ→県政情報→組織→県土整備部→営繕課→営繕課 各書類ダウンロード  
→工事主要提出書類→契約・検査・支払関係

⑧ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書  
電子契約を希望される場合は落札決定時の連絡をした際に申し出た上で、こちらの様式を  
メールで提出してください。  
※徳島県ホームページに掲載あり

## 前金・精算払い時における提出書類一覧

イ. 前払金 （請負金額が100万円以上の場合、請求することができます。）

提出書類：請求書及び西日本建設業保証(株)の前払金保証契約証書

支払額：請負契約金額×4／10以内 千円未満切り捨て

ロ. 中間前払金

請負金額が100万円以上の場合、請求することができます。

上記⑥の前金払をした後、申出により中間前金の請求をすることができます。

支払額：請負金額×2／10以内 千円未満切り捨て

※工期の進捗等、必要条件がありますので、請求の前に工事監督員にご相談ください。

ハ. 精算払い

請求書を提出してください。

### 連絡先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁4階

県土整備部営繕課 長寿命化担当

088-621-2064

(別添)

## 履行保証の種類と内容

### ① 契約保証金の納付

請負契約の締結に際して、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、工事が完成出来ない場合は、納付した保証金が県に帰属される制度です。工事が完成した場合は、保証金は受注者に返還されます。

### ② 銀行等の金融機関の保証

請負契約の締結に際して、金融機関の保証（請負者が工事を完成出来ない場合の損害金を保証するもの）を受けるものです。債務不履行時に、金融機関から保証金の支払いを受けるものです。

※金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受け入れを行う組合をいいます。

### ③ 前払保証事業会社の保証

請負契約の締結に際して、前払保証事業会社の保証を受けるものです。債務不履行時に、前払保証事業会社から保証金の支払を受けるものです。

ただし、前払金保証契約との一体契約となり、契約保証単独の契約は出来ません。

### ④ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

請負契約の締結に際して、保険会社から履行保証証券の交付を受けるものです。債務不履行時に、保険会社から保証金の支払を受けるものです。

### ⑤ 履行保証保険（定額てん補方式）契約の締結

請負契約の締結に際して、保険会社と県を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補方式に限る。）の締結を行うものです。債務不履行時に、保険会社から保険金の支払いを受けるものです。

### ◎ 変更契約時に、履行保証の変更手続き等が必要な場合があります。

※変更契約時の履行保証手続

保証の種類	増額変更	減額変更	工期延伸	工期短縮
①契約保証金	請負代金額が2倍以上に変更になるときは、契約保証金の金額を10分の1以上に増額変更する。	できる	必要無し	必要無し
②金融機関の保証		できる	必要	できる
③前払保証事業会社の保証		できる	必要無し	必要無し
④履行ボンド		できる	必要	できる
⑤履行保証保険		行わない	必要無し	行わない

(③の変更時の扱いは、西日本建設業保証（株）の発行のものに限る。)